

マイナンバーの記載と本人確認について

施設利用にあたって提出する教育・保育給付認定申請書には、マイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーにより、利用者負担額の算定、副食費免除判定をするために情報照会をする場合があります。申請書へのマイナンバーの記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。

なお、提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認（番号確認と身元確認）のため、次の書類を持参いただきますようお願いいたします。

1.マイナンバーの確認のための書類（いずれか1つ）	
①マイナンバーカード（裏面） ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し	
2.本人であることを確認する書類	
次に掲げる書類のうちいずれか 1つ による確認 ①マイナンバーカード（表面） ②運転免許証 ③住民基本台帳カード（写真付きのもの） ④パスポート ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ⑥在留カード、特別永住者証明書	左記①～⑥による確認が困難な場合は、次に掲げる書類 2つ以上 による確認（⑦～⑩の組み合わせが必要） ⑦被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ⑧児童手当証書、特別児童扶養手当証書 ⑨年金手帳 ⑩学生証（写真付きのもの）

【代理人の方が申請書を提出する場合】

・委任状を提出してください。

配偶者、同一世帯の親族であっても委任状が必要です。

・上記1の「マイナンバーの確認のための書類」は保護者のもので写しを提出してください。

・上記2の「本人であることを確認する書類」は、代理人の方のものを提示してください。

ご提出ください。